

京都市 ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店募集要項

1 ふるさと納税払い チョイス Pay 導入の目的

ふるさと納税制度を活用したふるさと納税払い チョイス Pay を導入し、寄付者に京都市（以下「本市」という。）へ直接訪れていただき、京都市の魅力に触れることにより、地域経済の活性化を図るとともに、更なる寄付の獲得を目指すものです。

2 ふるさと納税払い チョイス Pay とは

ふるさと納税の返礼品の一つとして取扱う地域限定の電子ポイントであり、本市が定めた加盟店での買い物や食事、宿泊、レジャー等に利用できます。事業者自身による利用券等の発行が不要なため（タブレット端末等の事前準備は必要）、これまでふるさと納税の返礼品を容易に取扱うことができなかった飲食店や土産物店等が加盟店として参加することで、ふるさと納税制度を活用できるようになります。

3 寄付申込みから支払いまでの流れ

- ① 寄付者がふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通して、本市へ寄付を申込み
- ② お礼の品としてふるさと納税払い チョイス Pay ポイントを選択された寄付者に対し、本市からふるさと納税払い チョイス Pay ポイントを発行（決済完了後すぐに付与）
- ③ 本市（中間事業者）から、寄付者に対し、寄付金受領証明書等を発行
- ④ 寄付者が本市を訪れた際に、加盟店が寄付者に対しサービス等を提供
- ⑤ 寄付者が加盟店に対し、ふるさと納税払い チョイス Pay ポイントで対価を支払い
- ⑥ 本市（中間事業者）が加盟店に対し、寄付者の利用金額を支払い

4 募集スケジュール

加盟店の募集スケジュールは以下のとおりとする。

項目	日程・期限等	備考
加盟申込書の提出期限	毎月 15 日、月末締め	
加盟決定通知	当月末、翌月 15 日まで	

5 事務局（問い合わせ先）

名称 JTB ふるさと開発事業部

【平日 9:30～17:30】

住所 大阪府大阪市北区堂島浜 1-1-27 大阪堂島浜タワー6 階

電話 050-1732-4570

メールアドレス furusato-kyoto@jtb.com

6 加盟要件

京都市 ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店への登録を希望する者（以下「加盟希望者」という。）は、加盟申込時点で下記の要件を全て満たすこと。

- ① 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- ② 本市から課税されている全税目について、未納がないこと。
- ③ 京都市内に店舗（飲食店、宿泊施設、物品販売店、体験施設、その他必要と認められる店舗）を有する法人・団体又は個人事業主であること。
- ④ 「8 対象商品の要件」に定める対象商品・サービスを扱う店舗であること。また、同一店舗内で対象外の商品を販売・提供している場合は、ふるさと納税払い チョイス Pay の利用の可否（対象か否か）を明確に区分・表示し、運用できる店舗であること。

※「ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店ガイドライン」に反しない店舗であること。

- ⑤ 暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと（京都市暴力団排除条例第2条第4号・同条第5号参照）
- ⑥ 公序良俗に反する営業店舗ではないこと。
- ⑦ ポイントの利用状況の確認やポイントの取り消し処理に使用するタブレット端末、スマートフォン又はパソコン等を自前で手配できること。

※ただし、上記の要件を全て満たしている場合でも、総合的に判断して、本市が加盟店として適当でないと認めた場合には、登録できません。

7 加盟登録申込要領

（1）加盟登録申込方法

加盟希望者は、様式第1号「京都市ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店登録申込書（以下「加盟申込書」という。）」及び様式第2号「京都市ふるさと納税払い チョイス Pay 取扱い店申込書」に必要事項を記載の上、事務局までメール（パスワード付き）により提出すること。

（2）提出期限

毎月15日と末日を提出期限とする。

(3) 提出先

「5 事務局」と同じ

(4) 提出書類

提出書類等	様式	備考
加盟申込書	第1号	パスワード付きのエクセルデータを電子メールで送付すること。(電子データ送付先: furusato-kyoto@jtb.com) PDF や手書き等、他の様式での提出は不可とする。
京都市ふるさと納税払い チョイス Pay 取扱い店申込書	第2号	

(5) 加盟要件の確認及び登録

提出された書類により加盟要件を審査し、15日以内の場合は当月末日まで、末日以内の場合は翌月15日までに登録拒否の通知をする。期日までに何らの通知をしないときは、前項の申込みを承諾したものとみなす。

(6) 留意事項

加盟申込書は登録を希望する店舗ごとに提出すること。

加盟に係る質問は、事務局に連絡すること。

8 対象商品の要件

加盟店がふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引の対象商品として扱うことができる商品は次の要件を全て満たすこと。

(1) 下表「地場産品基準類型表」に示すいずれかの類型に該当すること。

類型	説明
1	本市内において生産されたものであること。
2	本市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3	本市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
4	返礼品等を提供する本市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5	本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
7	本市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

(2) 下表「返礼品対象分類表」に示された商品に該当しないこと。

分類	説明
ア 金銭類似性の高いもの	プリペードカード、商品券、電子マネー、ポイント・マイル、通信料金等及びそれに類するもの
イ 資産性の高いもの	電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等及びそれに類するもの
ウ 総務省より個別に指摘を受けたもの	総務省より個別に返礼品の見直しの要請があったもの

9 登録の取り消し

加盟店が次の各号に掲げる事由に該当すると認められる場合は、その登録を取り消す。

- ① 加盟店が営業を終了したとき
- ② 加盟要件に該当しなくなったとき
- ③ 虚偽の申請により加盟登録を受けたとき
- ④ 地場産品基準対象外の商品等について、加盟店として意図的にふるさと納税払い チョイス Pay ポイントと交換していることが確認できたとき
- ⑤ 次項第5号の規定による調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき
- ⑥ 法令に違反するなど加盟店として適切でないと認められるとき

10 加盟店の責務

加盟店は、次に定める事項を遵守すること

- ① 本市及び加盟店の相互協力により、本市の PR に取り組んでいることを常に意識するとともに、対象商品の品質について責任を負うこと。
- ② 寄付者より対象商品に対するクレームがあった場合は、適切かつ誠実に対応するとともに、万が一対象商品が原因で寄付者に損害を与えた場合は、賠償の責任を負うこと。
- ③ 加盟店の錯誤等により、地場産品基準対象外の商品等についてふるさと納税払い チョイス Pay が利用された場合は、速やかに本市及び事務局に報告するとともに、寄付者へのふるさと納税払い チョイス Pay ポイント（電子ポイント）の返還もしくは基準を満たす別商品との交換に応じること。なお、寄付者へ既に提供した地場産品基準対象外の商品等が返還されないことによる加盟店の損失について、本市は補償しないものとする。
- ④ 対象商品の提供が困難となった場合や当初の申込内容が変更になる場合は、遅滞なく本市及び事務局に連絡すること。
- ⑤ 申込内容に疑義が生じた場合において、本市が調査を必要と判断したときは、速やかに情報を開示するとともに、本市から指示があった事項について適切に対応すること。

- ⑥ 加盟店登録に係る権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- ⑦ 本事項の他、京都市ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店規約を遵守すること。

1 1 ふるさと納税払い チョイス Pay の利用方法

(1) 寄付者がふるさと納税払い チョイス Pay の利用を希望した場合、加盟店は次のいずれかの方法により決済を実施すること。



(2) ふるさと納税払い チョイス Pay ポイントのポイントが不足する場合は、現金又はその他の支払い方法で決済を実施すること。

※お店側が QR コードを読み取る場合に必要なスマートフォンもしくはタブレット端末は加盟店で手配し、その通信費用は加盟店の負担となる。

1 2 ふるさと納税払い チョイス Pay ポイントの精算について

毎月①15日及び②末日の2回締めとし、それぞれ①末日及び②翌月15日までに、加盟店が指定した振込先口座に、ふるさと納税払い チョイス Pay ポイント取引金額を支払う。振込手数料は京都市の負担とする。

1 3 留意事項

その他、加盟希望者は次のことに留意すること。

- ① 申込み関連書類は返却されないこと。
- ② 本市が実施する本事業に関する会議、企画及び提案（意見交換会、アンケート、新規返礼品の追加、ポータルサイト掲載内容の変更、写真及び動画撮影・イベント参加等）に協力すること

- ③ 京都市ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店としての誇りと責任を持ち、対象商品の品質には十分に留意するとともに、本要項に記載がない事項についても寄付者目線に対応すること。

令和3年4月16日策定

令和3年11月19日改定

令和4年9月1日改定

令和8年6月1日改定

担当

京都市行財政局総務部総務課ふるさと納税担当

電話番号： 075-222-3044

メールアドレス： furusato-kyoto@city.kyoto.lg.jp